

報告第1号

令和6年度九十九里地域水道企業団水道用水供給事業会計資金不足比率について

令和6年度九十九里地域水道企業団水道用水供給事業会計資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、監査委員の意見書を付けて議会に報告する。

令和7年8月20日提出

九十九里地域水道企業団
企業長 鹿間 陸郎

令和 6 年度九十九里地域水道企業団水道用水供給事業会計資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、次のとおり報告する。

資金不足比率	備 考
— (資金不足比率なし)	別表 2 ①表

令和 7 年 8 月 2 0 日提出

九十九里地域水道企業団
企業長 鹿 間 陸 郎